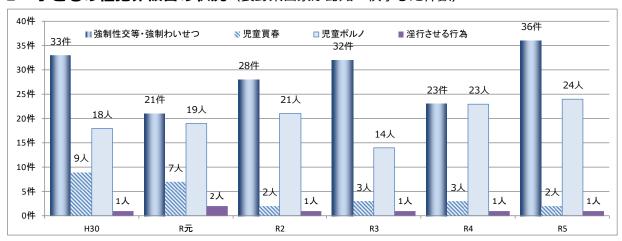
| 2

子どもの性被害と条例の適用状況について

県民文化部こども若者局次世代サポート課

1 子どもの性犯罪被害の状況(長野県警察が認知・検挙した件数)



(県内)

法律・条例	違反種別	H30	R元	R2	R3	R4	R5	備考	
刑法	強制性交等・強制わいせつ (※)R5には不同意性交等・不同 意わいせつを含む	33件	21件	28件	32件	23件	36件	認知件数	
児童買春・児童ポルノ	児童買春	9人	7人	2人	3人	3人	2人		
禁止法	児童ポルノ	18人	19人	21人	14人	23人	24人	被害児童数	
児童福祉法	淫行させる行為	1人	2人	1人	1人	1人	1人		
長野県子どもを性被害	威迫等による性行為	0件	0件	0件	0件	0件	0件	検挙件数	
から守るための条例	深夜外出	3件	0件	0件	0件	0件	0件		

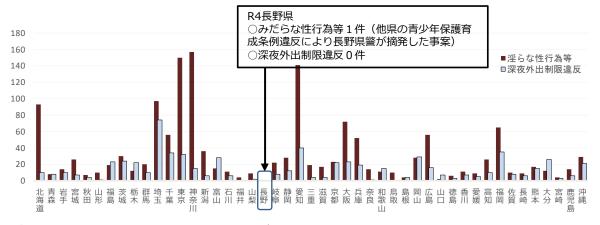
^(※) 条例は年度単位で、それ以外は暦年

(全国)

強制性交等・強制わいせつ	2007/4	0705/4	0.407/4	2501/4	0776/#	0700/#	=7 60 /4-46	
(※)R5には不同意性交等・不同 章わいせつを含む	2887年	2/95任	243/作	2581年	2//6件	3/031	認知件数	
児童買春	544人	562人	379人	408人	422人	390人		
児童ポルノ	1276人	1559人	1320人	1458人	1487人	1444人	被害児童数	
70 <u>=</u> :1444	12,0,0	1000/	1020/(1.00/(1.077	± , \		
淫行させる行為	167人	136人	152人	102人	78人	69人		
みだらな性行為等	1537件	1691件	1606件	1589件	1486件	1359件		
のかとうなは口がは	133711	103111	100011	130311	1 10011	133311	検挙件数	
深夜外出	812件	893件	861件	705件	665件	603件	以于计数	
	(※)R5には不同意性交等・不同意かいせつを含む 児童買春 児童ポルノ淫行させる行為 みだらな性行為等	(※)R5には不同意性交等・不同意性交等・不同意力いせつを含む2887件児童買春544人児童ポルノ1276人淫行させる行為167人みだらな性行為等1537件	(※)RSには不同意性交等・不同 意かいせつを含む2887件2795件児童買春544人562人児童ポルノ1276人1559人淫行させる行為167人136人みだらな性行為等1537件1691件	(※)RSには不同意性交等・不同 意かいせつを含む 児童買春 544人 562人 379人 児童ポルノ 1276人 1559人 1320人 淫行させる行為 167人 136人 152人 みだらな性行為等 1537件 1691件 1606件	2887件 2795件 2437件 2581件 意かいせつを含む	(※)RSには不同意性交等・不同 2887件 2795件 2437件 2581件 2776件 意かいせつを含む	(※)RSには不同意性交等・不同 意かいせつを含む 児童買春 544人 562人 379人 408人 422人 390人 児童ポルノ 1276人 1559人 1320人 1458人 1487人 1444人 淫行させる行為 1537件 1691件 1606件 1589件 1486件 1359件	

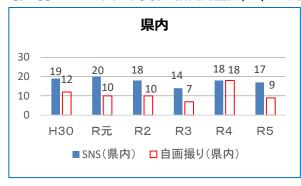
(※) 刑法は20歳未満、その他の法律・条例は18歳未満の件数を記載

○ 都道府県警察別の青少年保護育成条例等の検挙件数(R4暦年のグラフ) R4全国 みだらな性行為等 1,486件 深夜外出制限違反 665件



(R5暦年の都道府県警察別件数は警察庁公表前につきデータなし)

【参考】SNSに起因する事犯の被害児童数(※1)及び児童ポルノ事犯における自画撮り被害児童数(※2)の推移





- (※1) 対象犯罪:児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法、青少年保護育成条例、重要犯罪(殺人や不同意性交等、逮捕監禁)等
- (※2) 児童ポルノ事犯における自画撮り被害児童数の中にはSNSに起因しない被害も含まれる。(警察庁統計)

2 長野県子どもを性被害から守るための条例 適用状況(再掲)

令和5年度に、長野県警察から県へ情報提供のあった威迫等による性行為等(条例第17条第1項) 及び深夜外出制限(条例第18条第2項)の違反事案はいずれも0件。

また、威迫等に該当しない性行為等(いわゆる第2類型)の事案の報告についても0件。

d &	長野県警察から県へ情報提供のあった事案(情報提供の時期で集計)								
内 容	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
威迫等による性行為等 (条例第17条第1項)	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	0件	
深夜外出制限違反 (条例第18条第2項)	0件	2件	3件	0件	0件	0件	0件	0件	
威迫等に該当しない性行為等 (本県罰則なし:第2類型(※))	2件	2件	0件	0件	1件	0件	0件	0件	

^(※) 青少年を単に自己の性的欲望を満足させるための対象として扱っているとしか認められないような性交又は性交類似行為

3 長野県性暴力被害者支援センター (りんどうハートながの) の相談状況 (R5年度) 新規相談件数128件のうち、被害時年齢が18歳未満であった相談は47件となっている。 事案に対してセンターが行った対応について、令和6年5月29日開催の長野県性暴力被害者 支援センター運営懇談会に報告し、委員から助言・指導を受けている。

区分	意思に反する 性交等	意思に反するわいせつ	監護者わいせつ・ 監護者性交	その他 (DV・ストーカー・ ハラスメント等)・不明	合計
被害時年齢が18歳 未満の件数	18件	26件	0件	3件	47件

注)上記区分は相談内容から判断したもの(警察認知ではない)

4 長野県内の児童相談所の状況

令和5年度の児童虐待相談対応件数は2,774件であり、うち性的虐待は28件となっている。 (速報値)

年 度	R元	R2	R3	R4	R5
相談対応件数	2,804件	2,825件	2,651件	2,697件	2,774件
うち性的虐待	20件	21件	22件	28件	28件

令和6年度 子どもを性被害から守るための取組関係事業

県民文化部こども若者局次世代サポート課まとめ

]	項目		事業名等	R6年度事業内容	R5年度の実績	R6当初予算額 (千円)		- H.I.
			デートDV防止セミ ナー	・学生等の若年層に対して、デートDVを防止するため、男 女共同参画センターが教育機関と連携しながら研修を実施	・高等学校等生徒向け : 9校(受講者1,028人)	378	378	人権・男女共 同参画課
			子どもの性被害予防の ための取組支援事業	・子どもの性被害予防のための県民の自主的な学びを引き続き支援	・合計189回(参加者数:延べ18,997人) 性教育: 45回 参加者 2,603人 人権教育: 36回 参加者 566人 子どもの権利教育: 6回 参加者 164人 情報モラル教育: 102回 参加者 15,664人	2, 150	2, 150	次世代サポート課
子ども			わいせつな行為根絶の ための特別対策の推進	・県立学校において児童生徒性暴力が疑われる場合に、専	・全教職員を対象に研修を実施 ・すべての公立学校で、教職員が守るべき校内ルールを明文化 し、児童・生徒や保護者へ周知 ・教職員へ自己分析支援チェックシートの配布 ・外から中の様子が見えない教室等の調査・改善を実施 ・専門家から非違行為が発生する原因や対策に関する助言を得る ため、コンプライアンスアドバイザー会議を2回開催 ・「不祥事の根絶に向けた教職員向けリーフレット」を作成し、 全教職員に配布	395	490	教育政策課
の性被害の未然	性被害の未権教育・性教育の充実	4	性被害防止に向けた指導充実事業	する性被害防止のための指導方法等研修会」をオンライン で実施	・子どもの性被害防止教育キャラバン隊 131回 高校 59回 中学校 26回 小学校 40回 特別支援学校高等部 6回 ・チラシを作成し、県内の小学5、6年生全員及び中学生全員に配付 ・「指導方法等研修会」をオンラインで行い、中学・高校・特別 支援学校及び小学校の担当教員を中心に454名が参加 ・児童生徒がインターネットを安心・安全に活用する力を育てる ため、「GIGAワークブック信州」を作成し、県内全小中学校 で使用できるように公開	1, 783	1, 621	心の支援課
防止		5	社会人権教育研修会の 開催	・地域で人権教育·啓発を実施又は推進する方を対象に、 「様々な人権課題について満蒙開拓から考える」を取り上 げ実施	・社会人権教育研修会を、5か所(東信、中信、南信、飯田、北 信)で実施	678	667	
		6	人権講師派遣事業	・人権課題に関する理解及び認識を深め、命の尊さを感得する人権教育の推進を図るため、児童生徒・教職員・保護者等を対象とした講演会を開催する学校へ講師を派遣	・派遣校数 80校 ・講演回数 89回	2, 587	2, 930	

ယ

J	項目		事業名等	R6年度事業内容	R5年度の実績	R6当初予算額 (千円)	R5当初予算額 (千円)	担当課	
		7	未	・全県教職員を対象に専門的な指導方法の研修会開催(1回) ・オンラインで、現代的な課題を扱う実践的な教職員向け研修会を開催(4回) ・教育課程研究協議会や学校が行う職員研修へ外部講師を派遣(20か所) ・指導者養成のための全国研修会への教員派遣(4名)	・全県教職員を対象に基本的方法を踏まえた専門的な指導方法の研修会開催(1回) ・オンラインで、喫緊の課題を扱う教職員向け実践的な指導法研修会を開催(4回) ・教育課程研究協議会や学校が行う職員研修へ外部講師を派遣(21か所) ・文部科学省研修へ教職員を派遣 ・性教育関係団体が全国を対象に開催する研修会への教職員の派遣(東京会場へ4名派遣)	2, 259	2, 019	保健厚生課	
		8			インターネットの適正利用の実行性ある取組を検討するため、官民協働組織である協議会の開催	• 令和 6 年 1 月 12日 WEB開催	149 178		
			長野県青少年インター ネット適正利用推進協 議会事業	学校や県相談機関に寄せられた青少年のネットトラブル相 談について、専門機関が助言・支援を実施	- 相談件数: 333件	2, 063	2, 062	次世代サポー ト課	
子			·	地域における情報モラル向上支援事業として、保護者や地域住民が情報モラル、インターネット適正利用について学 ぶ取組を支援	・「子どもの性被害予防のための取組支援事業」で実施した情報 モラル教育研修会 102回 参加者15,664人	1, 968	1, 958		
どもの性被	インターネ	9	高校生インターネット 適正利用推進事業	情報モラルについて自ら考え、他者の意見を聞き、議論し		232	229	心の支援課	
害の	ットの適正利		10	インターネットについ てのアンケート調査の 実施	・インターネット利用に関する児童生徒の実態等を把握し、指導や啓発活動に活かすため、民間団体と協力しアンケートを実施 ・併せて保護者アンケートを実施し、子ども利用実態の把握状況や意識を調査	・民間団体と協力し、小中高校の児童生徒を対象に5月~6月、 保護者を対象に7月に実施、10月11日に調査結果を公表 ・調査結果をもとにアンケートに参加した市町村教育委員会の情 報交換会を開催	_		
未然	用	11	PTA指導者研修事業	・県PTA連合会及び県高等学校PTA連合会の指導者研 修会において情報モラルに関する研修等を実施	● 義務関係:5地区7会場 参加者844人 ● 高校関係:4地区4会場 参加者210人	175	173		
防止		10	10	生涯学習推進センター 研修事業	・県生涯学習推進センターの講座において情報モラルに関 する研修等を実施	・地域の教育力向上研修(子育て支援に関する講座): 4地区 4会場 参加者455人	1, 948	1, 908	文化財・生涯 学習課
		13	子ども安全総合対策事 業	・スクールサポーター等による児童に対する情報モラル教育の実施 ・保護者に対する児童のインターネットの適正利用に係る 啓発活動 ・SNSにおいて不適切な書き込みを行った児童等に対する注意喚起を実施	・インターネットの適正利用に係る啓発活動 403回 (R5年中) ・SNSにおける不適切な書き込みに対する注意喚起 110件 (R5年中)	37, 400		県警人身安 全・少年課	

項	目		事業名等	R6年度事業内容	R5年度の実績	R6当初予算額 (千円)	R5当初予算額 (千円)	担当課
		14	地域・家庭における性 教育の取組支援事業	・地域において個人又は団体が行う子どもの心身や性に関する相談活動等の取組を支援 ・「まちの保健室」支援事業 ・信州こどもカフェおでかけ保健室相談事業	・「まちの保健室」設置に対する支援、研修会の開催2回 ・信州こどもカフェおでかけ保健室相談事業22回、274人	242	239	次世代サポー ト課
		15	信州こどもカフェ運営 支援事業	・学習支援や食事提供等を通じて、子どもの健やかな成長を支援するため、信州こどもカフェの運営費等の補助を実施 既存団体1か所3万円~17万円以内	・信州こどもカフェ設置数 218か所(R 6 . 3 時点)	8, 920	9, 290	次世代サポー ト課
		16	子ども支援センター運 営事業	・子どもや保護者、学校等からの相談に対応する「子どもの総合相談窓口」の運営 ・子どもの人権侵害に関する案件について調査・審議し、 問題の解決や救済を行う「子ども支援委員会」の運営	・相談件数 1,288件 ・子ども支援委員会 2回開催 ・広報カード及びポスターを作成し、県内学校に配布	16, 327	14, 247	こども・家庭 課児童相談・
子			予期せぬ妊娠に悩む妊 婦等支援事業	・乳児院が、産科医療機関、市町村等の関係機関と連携し て、予期せぬ妊娠に悩む方への支援を実施	・年間2回関係者向けの研修(Web)を実施 ・県内の学校(中、高、特別支援、専門学校、大学)にカード、 チラシ、ポスターを配布 ・相談実績 250件(暫定値)	6, 813	6, 813	養育支援室
どもの性	相 談 体 制	18	学校生活相談体制充実 事業	・いじめや不登校など学校生活における児童生徒の様々な 悩みの相談に応じるための電話等による相談窓口の設置	・学校生活相談センター、24時間対応 相談件数660件、延べ回数2,083回	14, 113	13, 061	
被害の未	・居場所づ	19	LINEを活用した相談体 制構築事業	・中学生・高校生の通信手段が電話からSNSに移行していることを踏まえ、いじめ・自殺防止等に向けたLINEによる相談を実施	・4月1日~3月31日の毎週水曜日の定期相談(51日) 長期休業前後の日曜日(26日) 年間77日 ・相談対応数1,201件	11, 297	10, 580	心の支援課
5 防 止) ()	20	ワーカー(SSW)活 用事業	・いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対応するため、社会福祉や精神保健福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、地域や専門機関等と連携して困難を抱える児童生徒を取り巻く環境を改善	・SSW39人を各教育事務所に配置 ・県SSWを19市教委(20人)へ派遣 ・支援児童生徒のうち継続支援児童生徒数 確定後報告(参考 R4:944人) ・外部関係機関との連携	116, 950	108, 371	
		21	子ども安全総合対策事 業	・スクールサポーター学校訪問の活性化 ・学校/警察相互の信頼関係構築及び情報共有に向けたス クールサポーター学校訪問の活性化	・スクールサポーター学校訪問 3,661回(R5年度)	(再掲)		県警人身安 全・少年課
		22	特別支援学校の多様性 に対応できる外部専門 家活用事業	・特別支援学校で行う研修において、「CAPながの」等の外 部専門家による研修を実施。児童生徒を性被害や虐待から 守る意識とスキル、緊急介入の仕方、児童生徒との距離の 取り方、非違行為防止等、児童生徒が安心して過ごせる支 援や配慮点を研修。	・特別支援学校寄宿舎指導員研修において、「CAPながの」による 研修を実施。児童生徒を性被害や虐待から守る意識とスキル、緊 急介入の仕方、児童生徒との距離の取り方、非違行為防止等、児 童生徒が安心して過ごせる支援や配慮点を研修。32名参加	63	55	特別支援教育課
		23	性被害防止対策に係る 施設整備等支援事業	・障害児通所支援事業所及び障害児入所施設におけるプライバシー保護のパーテーション、簡易扉、簡易更衣室、カメラ等の導入経費への補助	・R6年度新規事業のため実績なし	14400 (R5.11補正→ 繰越)	_	障がい者支援 課

\mathbf{z}	

Į	頁目		事業名等	R6年度事業内容	R5年度の実績	R6当初予算額 (千円)	R5当初予算額 (千円)	担当課					
子ど	青少年	24	将来世代応援県民会議 運営補助(青少年育成 事業)	・青少年健全育成の取組(信州あいさつ運動、少年の主張大会等)、県民会議の運営を支援	・あいさつ運動の実施、普及に係る啓発 ・少年の主張長野県大会実施 作品応募総数574人	1, 115	1, 115	次世代サポー					
	健全育成	26		- 青少年サポーター設置 事業	・青少年サポーターの委嘱及び研修会の開催 ・青少年育成コーディネーターの配置	・青少年サポーター 62市町村 個人登録者数:856人 団体登録者数:7団体230店舗 ・青少年サポーター研修会 2回 212人参加	3, 298	3, 258	ト課				
すり・育てる	県民運動活性化			子ども安全総合対策事 業	・警察関係ボランティア活動等の活性化 ・青少年健全育成活動の支援、協働実施 ・長野県警察大学生ボランティアの活用と活動活性化 ・規範意識醸成活動(小学児童の防犯活動参加~わが家の セーフティリーダー、ボランティアと子どもの協働活動~ 地域ふれあい事業)の充実 ・街頭補導活動の強化	・少年警察ボランティア、長野県警察大学生ボランティアと連携し、各種少年の健全育成活動を実施・わが家のセーフティーリーダーの委嘱 70校 3,013人(R5年度) ・不良行為少年の補導 3,105人(R5年中)	(再掲)	(再掲)	県警人身安 全・少年課				
	性被害を受	† <u> </u>	性暴力被害者支援セン カー運営事業 (支援員姿質向上延修	・性暴力被害者の心身の負担軽減・回復のため、電話相談 や面接相談により被害状況やニーズを丁寧に把握し、必要 に応じた支援のコーディネートを実施(産婦人科医療等) ・二次被害防止のため、支援先へ同行支援	・電話相談(24時間)、支援等を実施 新規受付件数 128 ・性暴力被害者支援センター運営懇談会の開催 1回	21, 323	20, 479	人権・男女共 同参画課					
性被害	1 を 受 け		(支援員資質向上研修 会の開催)	・性暴力被害者に適切に支援を行うため、支援員を対象に 資質向上研修を実施	・研修会 5回(ケース検討会及び講演)	44	44						
書を受けた子	た子どもを		スクールカウンセラー 事業	・児童生徒が安心して学校生活を送り、学習に取り組めるよう、児童生徒の悩みに適切かつ迅速に対応できるスクールカウンセラー(公認心理師、臨床心理士等)を配置	・全ての公立小・中・義務教育学校にSCを配置 ・各教育事務所に配置されたSCを県立高等学校および県立特別 支援学校に派遣 ・相談延べ件数31,435件	217, 920	204, 446	心の支援課					
Tどもの	える	る 仕組 み の 構						教職員を対象とした研	を進めるための研修会を実施	教職員への指導資料の周知・徹底や対応事例の情報共有を進める ための研修会を実施	_	_	学びの改革支
救済	組み		修等を活用した取組の 推進 	・教職員が性被害に関する基本的な対応などを学ぶ研修等 の実施	教職員が性被害に関する基本的な対応などを学ぶ研修等を実施	_	_	·援課、 保健厚生課					
	構 築) -)	子ども安全総合対策事 業	・性被害に遭った少年に対する支援活動 生活・生育環境等を背景とした性被害に遭った少年について、当該少年の精神的被害回復や達成感・自己肯定感の醸成のため、被害少年や保護者への継続連絡・面接、農業体験や就学就労支援等を実施	・面接等による助言指導を実施	(再掲)	(再掲)	-県警人身安			
県民意識の	広報· 野 発	31	子ども安全総合対策事 業	・被害情勢等の広報・啓発 地域の性被害等情勢の把握分析と各種機会・媒体を活用し た情報発信の強化	・各種会議、ミニ広報誌、ケーブルテレビ等あらゆる機会・媒体 を通じて犯罪情勢を広報啓発	(再掲)	(再掲)	全・少年課					
						486, 990	440, 921						

486, 990 440, 921

長野県子どもを性被害から守るための条例について

長野県県民文化部こども若者局次世代サポート課

1 制定の背景及び意義

長野県は、これまで住民運動、事業者の自主規制、行政の啓発により、県民運動として地域 ぐるみで青少年の健全育成に取り組んできたが、インターネットや携帯電話等の発展・普及な どの社会環境の大きな変化の中で、子どもの性被害が増加し、看過できない状況になっている。 このため、性教育等の充実や県民運動の活性化、性行為等に対する処罰規定、被害者支援を 含む条例の制定により、これまで青少年の健全育成を県民運動中心に取り組んできた長野県の 伝統と特性を生かした子どもを性被害から守るための新たな仕組みを作るものである。

2 条例の概要

(1)目的

子どもを性被害から守るための 取組に関し

- ・県の責務等を明らかにする
- ・性被害の予防、性被害を受けた子どもの支援等に関する基本的施策、規制を定める



子どもを性被害から守るための取組 の総合的な推進



- ・子どもの尊厳を 保持
- 子どもの健やか な成長を支援

(2) 基本理念

- ・子ども(18歳未満の者)は、自己及び他者を大切に思う心を育み、性被害から自己を守るための正しい知識に基づいて自立的に行動し、健やかに成長していくべき存在である。
- ・子どもを性被害から守るための取組は、県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民等が 主体的かつ自主的に取り組むとともに、県民運動として推進されるべきものである。

(3) 責務

対象者	責務の内容
県	・子どもを性被害から守る取組について総合的かつ計画的な施策の策定、実施
	・関係者との連携協力・・県民運動の尊重と推進
保護者	子どもの性被害予防のための教育、性被害を受けたときの保護及び支援
学校等	子どもを性被害から守るための人権教育及び性教育、情報モラルに関する教育
事業者	子どもの性被害の防止のための配慮、県が実施する施策、学校等及び地域の取組へ
尹未石	の協力
県民	子どもを性被害から守るための主体的かつ自主的な取組及び県が実施する施策並び
	に学校等及び地域の取組への協力

(4) 基本的施策

区分	項目	内容
予防	人権教育・性 教育の充実	・学校等における人権教育・性教育の充実のための教員等に対する 研修、教材又は参考となる資料の提供等 ・地域における子ども、保護者及び県民に対する人権教育・性教育 の充実のための団体等への研修、教材若しくは参考となる資料の 提供又は専門家の派遣等

	インターネッ トの適正な利 用の推進	・学校等における情報モラルに関する教育の充実のための教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供等・地域における子ども、保護者及び県民に対する情報モラルに関する啓発活動の充実のため団体等への研修、教材若しくは参考となる資料の提供又は専門家の派遣等・情報通信事業者等との連携協力
	相談体制の充 実等	子ども、保護者等が性に関する相談をすることができる体制の充実、 子どもが安心して過ごすことができる居場所の整備の促進
	県民運動の推 進	県民運動を担う人材の育成、県民運動への県民、事業者等の参加を 促進するための情報の提供、県民運動を推進する市町村及び団体に 対する研修等
被害者支援		・性被害を受けた子どもの身体的、精神的な負担等の解消又は軽減 に資する医療の提供、福祉に関する相談等の支援体制の整備等 ・性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるよう、 支援を行う者に対する研修等
啓発活動		市町村と連携し、基本理念に関する県民の理解の促進、子どもの性 被害の予防等に関する施策等について必要な広報その他の啓発活動

(5)規制項目等

	/ 从则项目等				
項目	内容				
大人の責任	大人が、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し、性行				
(基本的な考え方)	為等を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任				
(本件)な句ん刀)	として許されないこと				
	何人も、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、				
	性行為又はわいせつな行為を行うことを禁止				
 威迫等による性行為等	(罰則:2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)				
	何人も、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわ				
り赤山	いせつな行為を行わせることを禁止				
	何人も、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為又はわいせつな				
	行為を見せ、教えることを禁止				
	保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、				
	深夜(午後11時から翌日の午前4時まで)に子どもを外出させないように努				
	めること				
	何人も、保護者の委託があるなど正当な理由のある場合を除き、 深				
深夜外出の制限	夜に子どもを連れ出すことなどを禁止 (罰則:30万円以下の罰金)				
	深夜営業者は、深夜に施設内等にいる子どもに対し、帰宅を促すよ				
	う努めること				
	何人も、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努める				
	こと				

(6)施行期日 平成28年7月7日 (規制項目に係る規定は、平成28年11月1日から施行)

(7) **一部改正期日** 平成 29 年 10 月 16 日 令和 5 年 10 月 16 日

子どもの性被害の状況の公表と検証について

県民文化部こども若者局次世代サポート課

「長野県子どもを性被害から守るための条例」の規制項目が 11 月 1 日から施行となることを踏まえ、子どもの性被害の状況及び条例の運用状況等を適切に県民と共有していくことが必要であることから、今後、次のように公表と検証を行っていく。

1 子どもの性被害の状況の公表

〇 公表内容

個人のプライバシーに配意し、被害者等が特定されないように配慮して次の事 案の概要を公表

- 1 逮捕等の事案
 - ① 長野県警察が逮捕した事案
 - ② 逮捕には至らない、子どもに対する性行為等事案
- 2 児童相談所、長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」の相談 状況
- 〇 公表方法

原則年1回プレスリリースやホームページで公表

2 第三者による条例の運用状況の検証

- 「長野県子ども支援委員会」での検証 人権侵害への対応の観点で、個別事案を詳細に検証(非公開)
- 「長野県青少年問題協議会」での検証条例の運用や施策の充実の面から検証(公開)

参考:子ども支援委員会及び青少年問題協議会について

長野県子ども支援委員会	長野県青少年問題協議会			
☆目的	☆目的			
子どもに対する人権侵害に関する調査審議	青少年の育成・保護等施策に関する調査審議			
☆委員構成	☆委員構成			
児童精神科医、弁護士、臨床心理士等	大学教授、NPO、青少年育成団体、中・高校長等			
5名	15 名			
☆設置根拠	☆設置根拠			
長野県の未来を担う子どもの支援に関す	地方青少年問題協議会法第1条の規定により設置			
る条例第19条の規定により設置				

改正 平成29年10月16日条例第44号 令和5年10月16日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの性被害が、その心身に重大な影響を及ぼすものであり、かつ、その被害を生じさせる行為が、子どもの尊厳を害するものであることに鑑み、子どもを性被害から守るための取組に関し、基本理念を定め、及び県等の責務を明らかにするとともに、性被害の予防、性被害を受けた子どもの支援等に関する基本的施策及び必要な規制を定めることにより、長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例(平成26年長野県条例第32号)と相まって、子どもを性被害から守るための取組を総合的に推進し、もって子どもの尊厳を保持し、及び健やかな成長を支援することを目的とする。

(適用上の注意)

第2条 この条例の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意すると ともに、子どもの最善の利益を尊重しなければならない。

(定義)

- 第3条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の者をいう。
- 2 この条例において「性被害」とは、次に掲げる行為による身体的又は精神的な被害を いう。
 - (1) 刑法(明治40年法律第45号)第176条、第177条、第179条、第181条、第182条、 第225条(わいせつの目的に係る部分に限る。)及び第241条の罪に当たる行為
 - (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第60条第1項の罪に当たる行為
 - (3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する 法律(平成11年法律第52号)第4条、第7条並びに第8条第1項及び第2項の罪に当 たる行為
 - (4) 第19条第1項の罪に当たる行為
 - (5) 前各号に掲げる行為のほか、自己の性的好奇心を満たす目的で犯した罪に当たる 行為
 - (6) 性的搾取、性的虐待その他の性の乱用に係る行為で前各号に掲げる行為に該当しないもの
- 3 この条例において「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- 4 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定 する学校(幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。)その他これらに類する施設をい う。
- 5 この条例において「県民運動」とは、全ての子どもが、自尊感情及び自己肯定感を育み、社会とのかかわりを自覚することができるように支援するとともに、子どもの健や

かな成長を阻害する要因を除去し、安全で安心して暮らすことができる社会環境を整備すること等により、子どもを性被害から守るため、県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者が相互に連携協力し、又は一体的に実施する取組をいう。

(基本理念)

- 第4条 子どもを性被害から守るための取組は、次に掲げる事項を基本として行うものと する。
 - (1) 子どもは、自己及び他者を大切に思う心を育み、性被害から自己を守るための正しい知識に基づいて自立的に行動し、健やかに成長していくべき存在であること。
 - (2) 県、市町村、保護者、学校等、事業者、県民その他の関係者が主体的かつ自主的 に取り組むとともに、県民運動として推進されるべきものであること。

(県の責務)

- 第5条 県は、前条に定める基本理念(第15条において「基本理念」という。)にのっとり、子どもを性被害から守るための取組について総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村、保護者、学校等、 事業者、県民その他の関係者と連携協力するよう努めるものとする。
- 3 県は、県民運動を尊重し、それを積極的に推進するものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、その監護する子どもを守る第一義的責任を有することを認識し、子どもを性被害から守るために必要な教育並びに子どもが性被害を受けたときの保護及び 支援を行うよう努めるものとする。

(学校等の責務)

第7条 学校等は、子どもが性被害の被害者及び加害者にならないようにするため、子どもを性被害から守るための人権教育、性教育及び情報モラル(情報化社会で適正な活動を行うための基となる考え方及び態度をいう。第11条第1項及び第2項において同じ。)に関する教育を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、子どもの性被害の防止に配慮する とともに、県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組に協力するよう努めるものと する。

(県民の責務)

第9条 県民は、地域社会で子どもを育むことの重要性を認識し、子どもを性被害から守るため、主体的かつ自主的な取組を行うよう努めるとともに、県が実施する施策並びに学校等及び地域の取組に協力するよう努めるものとする。

(性被害の予防のための教育の充実)

- 第10条 県は、学校等における子どもに対する人権教育及び性教育の充実を図るため、教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援を行うものとする。
- 2 県は、地域における子ども、保護者及び県民に対する人権教育及び性教育の充実を図るため、県民運動を推進する団体等への研修、教材又は参考となる資料の提供、専門的

知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うものとする。

(インターネットの適正な利用の推進)

- 第11条 県は、学校等における子どもに対する情報モラルに関する教育の充実を図るため、 教員等に対する研修、教材又は参考となる資料の提供その他の必要な支援を行うものと する。
- 2 県は、地域における子ども、保護者及び県民に対する情報モラルに関する啓発活動の 充実を図るため、県民運動を推進する団体等への研修、教材又は参考となる資料の提供、 専門的知識を有する者の派遣その他の必要な支援を行うものとする。
- 3 県は、情報通信事業者等との連携協力により、子どものインターネットの適正な利用 を推進する取組を行うものとする。

(相談体制の充実等)

第12条 県は、子ども、保護者等が性に関する相談をすることができる体制を充実するとともに、子どもが悩み等を抱え孤立することのないよう、大人の見守り及び支援の下で、安心して過ごすことができる場の整備を促進するものとする。

(県民運動の推進)

第13条 県は、時代の変化に対応した県民運動の推進を図るため、県民運動を担う人材の 育成、県民運動への県民、事業者等の参加を促進するための情報の提供、県民運動を推 進する市町村及び団体等に対する研修その他の必要な支援を行うものとする。

(性被害を受けた子どもへの支援)

- 第14条 県は、性被害を受けた子どもが心身に受けた影響から早期に回復し、当該子どもが健やかに成長するため、関係行政機関、医療機関等と連携協力し、当該子どもの身体的、精神的な負担等の解消又は軽減に資する医療の提供、福祉に関する相談等の支援体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、性被害を受けた子どもが安心して適切な支援を受けられるよう、支援を行う者 に対する研修の実施その他の必要な支援を行うものとする。

(啓発活動)

第15条 県は、市町村と連携協力し、基本理念に関する県民の理解の促進、子どもの性被害の予防等に関する施策等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

(大人の責任)

第16条 大人は、真摯な恋愛を除き、判断能力が未熟な子どもに対し、性行為又はわいせつな行為を行うことは、子どもの成長発達を見守り、支える大人の責任として許されないものであることを自覚しなければならない。

(威迫等による性行為等の禁止)

- 第17条 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じて、 性行為又はわいせつな行為を行ってはならない。
- 2 何人も、子どもに対し、威迫し、欺き若しくは困惑させ、又はその困惑に乗じてわいせつな行為を行わせてはならない。
- 3 何人も、子どもに対し、自己の性的好奇心を満たす目的で、性行為又はわいせつな行為を見せ、又は教えてはならない。

(深夜外出の制限)

- 第18条 保護者は、通勤、通学その他の正当な理由のある場合を除き、深夜(午後11時から翌日の午前4時までの時間をいう。以下この条において同じ。)に子どもを外出させないように努めなければならない。
- 2 何人も、保護者の委託を受け、又は同意を得た場合その他の正当な理由がある場合を 除き、深夜に子どもを連れ出し、同伴し、又は子どもの意に反しとどめてはならない。
- 3 深夜に営業を行う者は、深夜に当該営業に係る施設内又は敷地内にいる子どもに対し、 帰宅を促すよう努めなければならない。
- 4 何人も、深夜に外出している子どもに対し、帰宅を促すよう努めなければならない。 (罰則)
- 第19条 第17条第1項の規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に 処する。
- 2 前条第2項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。
- 3 第17条第1項又は前条第2項に規定する行為をした者は、当該子どもの年齢を知らないことを理由として、前2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、当該子どもの年齢を知らないことに過失がないときは、この限りでない。

(適用除外)

第20条 この条例に違反した者が子どもであるときは、当該子どもに対しては、この条例 の罰則は適用しない。違反する行為をしたとき子どもであった者についても、また同様 とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(平成28年7月7日)から施行する。ただし、第17条から第20 条までの規定は、平成28年11月1日から施行する。

(検討)

2 この条例の規定については、子どもを取り巻く社会環境の変化、この条例の施行の状況等を勘案しつつ検討するものとし、必要があると認められるときは、所要の措置を講ずるものとする。

附 則(平成29年10月16日条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年10月16日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。